



令和7年分 確定申告(村役場会場)について

●申告期間 2月16日(月)～3月16日(月) ※土曜・日曜および祝日を除く

●受付時間 午前8時45分～11時30分、午後1時～4時

●会場 飛島村役場2階 第3会議室

確定申告の相談日程		
2月	16日(月)	元起・竹之郷
	17日(火)	
	18日(水)	地区指定なし
	19日(木)	
	20日(金)	松之郷・渚・梅之郷
	24日(火)	
	25日(水)	地区指定なし
	26日(木)	
	27日(金)	服岡・三福
3月	2日(月)	
	3日(火)	地区指定なし
	4日(水)	
	5日(木)	大宝・八島
	6日(金)	
	9日(月)	地区指定なし
	10日(火)	
	11日(水)	古政・新政・木場
	12日(木)	
	13日(金)	地区指定なし
	16日(月)	

以下に当てはまる方は受付できません。

津島税務署の会場(津島文化会館)で申告または税理士にご相談ください。

- ・令和8年1月1日に本村に住所のない方
- ・事業等の収支内訳書、医療費控除の明細書を作成できないまたは作成の相談をしたい方
- ・贈与税や消費税などの申告をする方
- ・土地や家屋、株式等を売却した方
- ・先物取引に関する収入がある方
- ・暗号資産(仮想通貨)に関する収入がある方
- ・初めて住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を受ける方
- ・令和6年分以前(過年度分)の申告をする方
- ・外国税額控除の適用を受ける方

上記以外にも内容によっては、村役場会場で受付できない場合があります。

- ・添付書類がそろわない方は受付できません。事前にご用意ください。
- ・会場の状況や申告の内容により、順番が前後する場合があります。
- ・事前予約は行っていません。

●村役場会場で申告をする際に使用する「確定申告書類チェック表」は広報とびしま2月号に差し込みます。

●「医療費控除の明細書」は役場玄関、総務部税務課で配布するもの、または国税庁のホームページからダウンロードしたものをご利用ください。

「医療費控除の明細書」のほか**申告に使用する用紙もダウンロードできます。**

医療費通知の提出をもって明細欄の記入に代えることができますが、通知が届かない分は領収書をもとに明細欄の記入が必要です。

●確定申告の際に添付や提示が必要な書類は、1月中に送付されますので、確定申告時にご利用ください。

例：「令和7年分公的年金等の源泉徴収票」 日本年金機構

「保険税(料)の納付状況のお知らせ」 民生部住民課、すこやかセンター内福祉課

「障害者控除対象者認定書」 すこやかセンター内福祉課



国税庁ホームページ

●問合せ先 総務部税務課

ふれあいの郷再編整備推進計画(案)におけるパブリックコメント

本村では少子高齢化や商店等の減少が進み、村の活力が徐々に失われていくことが懸念されます。そこで、ふれあいの郷を観光交流拠点として再編することによって観光交流人口を増やし、村内商店等へ誘客することで雇用を創出するなど、村の活気と魅力づくりを進めることを目指しています。

ふれあいの郷再編事業は、第5次飛島村総合計画の重点施策として位置づけられており、令和6年7月には、ふれあいの郷再編整備基本構想を、令和7年3月には、ふれあいの郷再編整備基本計画を、それぞれ策定してきました。

このたび、具体的な整備の方向性を策定する、ふれあいの郷再編整備推進計画(案)がまとまりましたので、広く皆さまからのご意見を募集します。

●計画名 ふれあいの郷再編整備推進計画(案)

●意見を提出できる方

- ①村内に住所を有する方
- ②村内に事務所もしくは事業所を有する方または法人その他の団体
- ③村内の事務所または事業所に勤務している方
- ④村内の学校に在学している方
- ⑤本計画(案)に利害関係を有する方(具体的な関係内容を記載してください)

●案の公表期間および意見募集期間 1月5日(月)～2月4日(水)(必着)

●案の公表場所 開発部整備推進課および村公式ホームページ

(窓口での案の公表は祝日を除く月曜から金曜の午前9時から午後5時)

●意見の提出方法

- ①持参 飛島村役場 開発部整備推進課窓口
午前9時～午後5時(土曜・日曜および祝日は除く)
- ②郵送 〒490-1436 飛島村竹之郷三丁目1番地
飛島村役場 開発部整備推進課
- ③FAX 0567-52-2320
- ④電子メール tb-seibi@vill.tobishima.lg.jp

※電子メールの場合は、タイトルを「ふれあいの郷再編整備推進計画(案)について」としてください。

※電話での受付はできません。

※郵送での提出にかかる郵送料等、提出にかかる費用について本村は負担しません。

●記入必須事項

- ①ご意見
- ②住所または所在地
- ③氏名(法人その他の団体の場合は、名称および代表者氏名)
- ④連絡先(電話番号またはメールアドレス)

※様式については、村公式ホームページからダウンロードまたは開発部整備推進課窓口に設置の「意見提出参考様式」をご利用ください。なお、記入必須事項に不備がある場合は受付できません。

●意見の公表

いただいたご意見は、後日開発部整備推進課窓口および村公式ホームページで公表します。公表に際しては、氏名・住所・電話番号等の個人情報について公表することはありません。

なお、意見を求める内容と直接関係のない意見等については、意見として受け付けできませんので、ご了承ください。

●意見提出先および問合せ先 開発部整備推進課



令和8年4月より ふれあいの郷 エコプラザを移設します!!



「南部エコプラザ」を令和8年4月に開設することに伴い「ふれあいの郷エコプラザ」を令和8年3月末に閉鎖します。

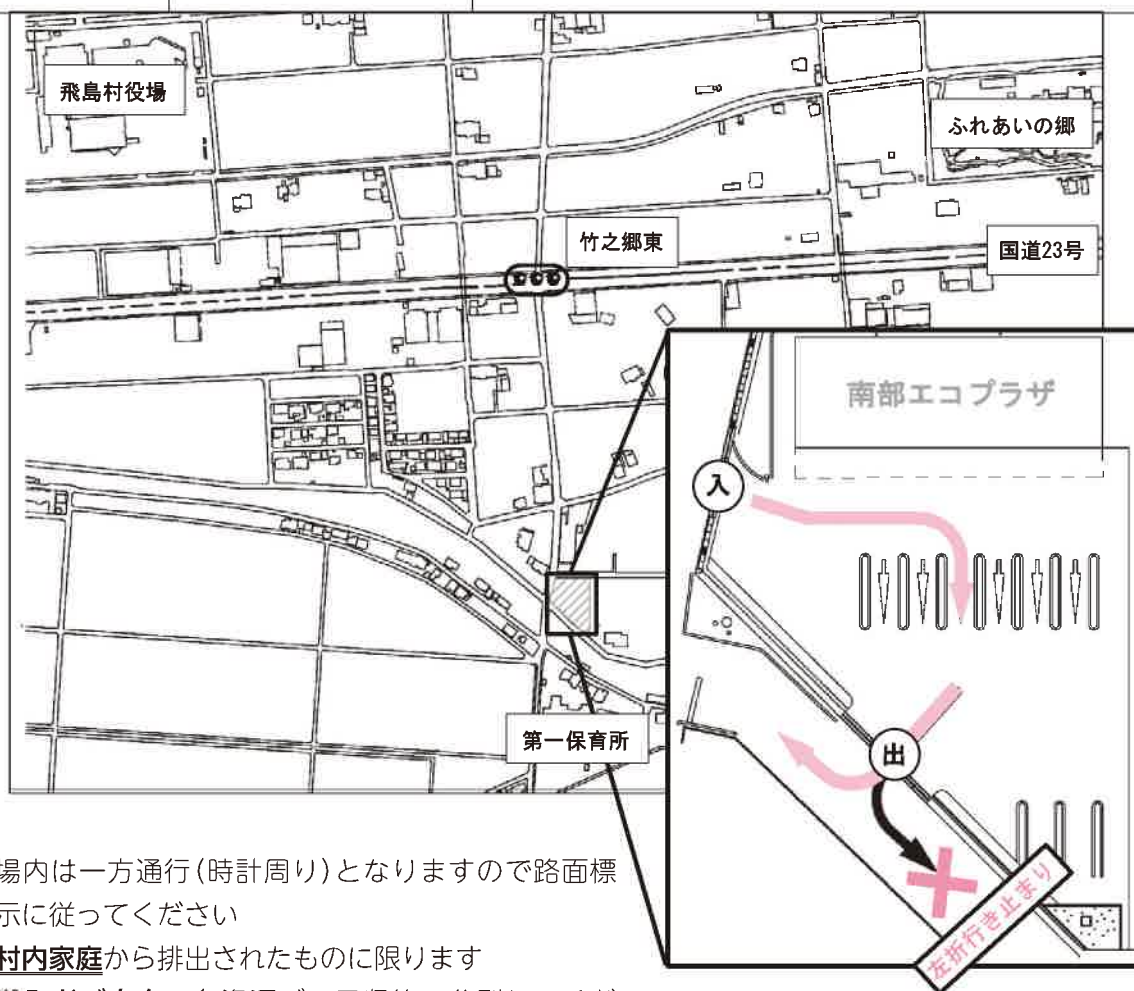
ご自宅から最寄りのエコプラザをご利用ください。

収集品目につきましては、「すこやかカレンダー」をご参照ください。

※資源ごみを指定袋で集積所へ排出された場合は収集できません。

●営業時間等案内

日 時	毎週 火曜・木曜・土曜	午後1時～5時
	毎週 日曜	午前9時～正午・午後1時～5時
場 所	北部エコプラザ	飛島村大字服岡八丁目31番地の1(飛島村ごみ投棄場東側)
	南部エコプラザ	飛島村竹之郷六丁目22番地の1



☆場内は一方通行(時計周り)となりますので路面標示に従ってください

☆村内家庭から排出されたものに限りです

☆搬入者ご自身で各資源ごみ回収箱へ分別してください

混ぜればごみ、分ければ資源

●問合せ先 すこやかセンター内保健環境課

早めの使用を

「すこやか商品券」

「飛島村共通商品券」

「物価高騰対策商品券」

いずれの商品券も有効期限は2月28日(土)です。

期限を過ぎますと使用できなくなり、またお手元に商品券をお持ちの方は早めにご使用ください。

また、取扱店におかれましては、飛島村商工会への換金期限が3月13日(金)となっておりますので、期限内に忘れずに換金いただきますようお願いいたします。

●問合せ先

【すこやか商品券に関すること】すこやかセンター内福祉課

【飛島村共通商品券に関すること】飛島村商工会

【物価高騰対策商品券に関すること】総務部総務課

お気軽にご相談ください
民生委員・児童委員紹介

民生委員は、社会福祉に熱意のある村民の中から推薦され、厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤の地方公務員です。

児童委員を兼ねており、生活に困窮される方の支援をはじめ、児童・母子・高齢者・心身障がい者の方々にかかる福祉など広く地域の福祉増進のために自主的な活動を行います。

委員として活動される方々と担当地区を紹介します。

担当地区	氏名(敬称略)
竹之郷地区	浅井 忠明
竹之郷地区	三輪 かおる
松之郷地区	高橋 美智代
渚地区	林 いづみ
梅之郷・三福地区	浅井 輝夫
服岡地区	加藤 美幸
古政成地区	柳 紀代子
大宝・八島地区	服部 泰憲
新政成地区	藤井 清和
新政成地区	岡田 由美
主任児童委員	森下 美由紀

●問合せ先

すこやかセンター内福祉課

消防団員募集
(女性団員も募集中です)

ご自身が育った村、ご自身が暮らす村、ご自身が働く村、そんなかけがえのない、大切な村を守りたい。その思いがあれば消防団に参加できます。

飛島村消防団は、村内7分団と本部分団で構成され、現在139人で活動しています。火災や風水害などの災害発生時には、消火活動などの災害対応を行っています。

また、平常時には各種訓練を行い、平常時・非常時を問わず地域に密着し、消防・防災のリーダーとして、住民の安心と安全を守っています。

18歳以上でご関心をお持ちの方は、性別に関係なく募集しています。

ご自身の村を守るため、消防団活動に参加してみませんか。

●入団後の待遇

①報酬などの支給
年報酬や出動報酬が支給されます。また、5年以上従事すると、退職報償金が支給されます。

②公務災害補償

消防団活動中に負傷した場合などには、補償を受けられます。

③被服の貸与

消防活動に必要な制服や活動服などが貸与されます。

④表彰制度

功労、功績がある方に表彰を行います。

●対象

①在住または在勤の18歳以上の方(性別は問いません)

②志操堅固で、かつ身体強健な方

●問合せ先

消防団の活動にご関心をお持ちの方、入団を希望する方は、消防団事務局(総務部総務課)または各分団の分団員へお問合せください。



**新成人の皆さん****20歳になると
国民年金に加入します**

国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気やけがで重い障がいが残ったときなどにも年金を支給し、思いがけない人生の「万一」にも国が責任を持ってサポートする公的年金制度です。

義務と権利

日本国内にお住まいの20歳から60歳までのすべての方は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

加入の手続き

国民年金の加入について、手続きは不要です。

保険料の猶予・免除

学生であるなど、収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納になっていると、

「万一」のときに障害年金が受け取れないなど思わぬ事態を招きますのでご注意ください。

「学生納付特例制度」は、所得がない学生の方ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障がいが残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取れなくなることを防止するための制度です。

そのほかに、経済的な理由等により保険料の納付が困難な方のために「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。

また、日本年金機構のホームページでは、国民年金制度の内容やメリット、保険料の納付方法や免除の手続きなどをわかりやすく説明した動画もご案内しています。ぜひ、ご覧ください。

問合せ先

民生部住民課



日本年金機構

**障害者・
特別障害者控除の
認定書について**

65歳以上の要介護認定を受けている方で、一定以上の障がいがあると認められる場合は、申告者本人や扶養親族が障害者手帳等の交付を受けていない方でも、障害者控除の対象となる場合があります。対象者の方には、**1月中旬以降**に障害者控除対象者認定書を送付します。確定申告（または準確定申告）の際に、ご利用ください。

問合せ先

すこやかセンター内福祉課

**保険税(料)納付状況の
お知らせを送付します**

確定申告などの際、前年の1月から12月末に納付した国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、社会保険料控除の対象です。次の方には、1月中旬に保険税(料)の納付状況のお知らせを送付します。

●国民健康保険税

保険税を納付した世帯主の方に「国民健康保険税納付額証明書」を送付します。

●後期高齢者医療保険料**●介護保険料**

普通徴収(口座振替・納付書払い)で保険料を納付した方に「後期高齢者医療保険料納付額証明書」「介護保険料納付証明書」を送付します。特別徴収(年金からの引き落とし)の方は、1月中旬に日本年金機構などの年金保険者が送付する「公的年金等の源泉徴収票」に保険料が記載されています。

問合せ先

【国民健康保険】

【後期高齢者医療】

民生部住民課

【介護保険】

すこやかセンター内福祉課